

大山町高齢者補聴器助成事業に係る Q&A

R7.7月

Q1 5年前に認定補聴器専門店以外の店で左耳の補聴器を購入しました。今回、同じ店で右耳の補聴器を購入したいのですが、対象になりますか。

A 認定補聴器専門店で購入した補聴器のみを対象としているため、片耳だけであっても専門店でのご購入をお願いします。

Q2 認定補聴器専門店ではありませんが、認定補聴器技能者がいる店で補聴器を購入しました。対象になりますか。

A 認定補聴器専門店のみを対象としています。専門店でのご購入をお願いします。

Q3 医療機器メーカーが新聞広告で売り出していた補聴器は対象になりますか。

A 認定補聴器専門店で購入した補聴器のみを助成対象としているため、対象となりません。

Q4 指定医でない医師をかかり付けにしています。かかりつけ医の証明では駄目ですか。

A 指定医以外の証明は対象外です。助成を受けるためには指定医の証明が必要です。

Q5 なぜ指定医の証明や認定補聴器専門店での購入が必要なのですか。

A 難聴は医学的に正確に聞こえの状態を把握し、それに適した補聴器を処方しなければかえって悪化してしまうことがあります。加えて身体障害者手帳を取得することで補聴器支給の対象となる場合があるため、聴覚障害の専門的知識を有する指定医の判断が必要と考えます。また、補聴器は医療機器であり、医師の処方にもとづく細かな補聴器の調整等には専門的な知識・技能・設備が必要となります。これらを有するのが認定補聴器専門店です。

Q6 医師の診察の結果、補聴器が必要と言われませんでした。聞こえにくく感じるので補聴器を購入したいです。対象となりませんか。

A 補聴器は医療機器のため、適切な処方に基づかない使用はかえって症状を悪化させる恐れがあります。聞こえについて課題を感じる場合は、引き続き対処方法なども含め医師にご相談ください。

Q7 申請書の医師証明に理由の部分が未記入になっています。医師の記述がなくても大丈夫ですか。

A 聴覚の基準から外れる場合は本来対象となりませんが、医師の判断により対象となります。その場合理由を医師に記載していただくこととしています。そのため、対象の基準に該当した場合は理由欄が未記入でも大丈夫です。

Q8 医師の証明をもらうのに費用がかかると言われました。補聴器専門店で提出する診療情報提供書を申請書の証明の代わりにすることはできませんか。

A 診療情報提供書は補聴器を製作するための処方箋であるため、補助申請の申請にあたっては別途証明をしていただく必要があります。その場合の費用は自己負担でお願いします。

Q9 2年前にこの事業を利用して購入した補聴器が壊れました。また同じものを購入したいのですが、対象になりますか。

A 限られた予算内でなるべく多くの方にこの事業を利用させていただきたいため、過去に同じ要綱により助成を受けた方は対象としておりません。ご理解をお願いします。